

令和6年11月第5回松阪市議会定例会

請願文書表

受理番号	請願第7号
受理年月日	令和6年10月28日
件名	行政書士制度の理解及び行政書士法遵守に関する請願書
請願者の住所及び氏名	三重県津市広明町328番地 津ビル2階 三重県行政書士会 会長 若林 三知
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	野呂 一平 小野 建二 奥出かよ子 東村 佳子 赤塚かおり 市野 幸男 米倉 芳周 深田 龍 松岡 恒雄 濱口 高志

行政書士制度の理解及び行政書士法遵守に関する請願書

令和6年 10月28日

松阪市議会議長
中島 清晴 殿

紹介議員

松岡 恒雄
 磯口 尚志
 深田 龍
 赤塚 おおし
 野呂 一平
 市野 幸男
 米倉 芳司
 小野 健久
 奥出 かよ子
~~橋 大介~~
 東和佳子

請願者 三重県行政書士会 会長 若林 三知
 住 所 三重県津市広明町328番地 津ビル2階
 氏 名 若林 三知



行政書士制度の理解及び行政書士法遵守に関する請願書

趣 旨

行政書士は、行政書士法の目的である「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資する」ため、高度な法的知識及び専門知識を身に付けるべく日々研鑽を重ね、使命感をもって業務に臨んでいます。

また、行政書士は松阪市民と行政のパイプ役として、行政機関の窓口において複雑多様化する行政事務が適正かつ迅速に進められるよう協力するとともに、市民の良きアドバイザーとして各地で無料相談を行うなど、行政事務の円滑な推進と市民の利便性の向上に努めており、その役割と意義は、社会の多様化及び複雑化が進むに伴い、更に重要性を増しています。

ところで、行政書士でない者は、業として官公署に提出する書類作成の業務を行うことを禁止されており（他の法律に別段の定めのある場合を除く）、これに違反した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることが行政書士法に規定されていますが、行政書士の名を騙る者や、行政書士登録をせずにならざるを得る目的で行政書士の業務を行う者が後を絶たず、行政を欺き違法な手続で許認可等を得ることを画策するなど、市民に被害を与える事件が未だに頻発しています。当会では、行政書士制度広報月間などを通して違反防止に努めていますが、これらの行為の根絶は啓発活動だけでは至難の業です。

個人のプライバシーや個人情報の保護が強く求められている社会において、無資格者による手続きは情報漏洩の危険があり、非行政書士による行為について必要な注意義務を尽くさないことにより松阪市民の利益が害された場合は、書類を受理した官公署の責任も問われかねません。

一方、行政書士には法律により守秘義務が課され、誠実に業務を行うとともに、信用または品位を損なうような行為をしてはならないとされており、違反した場合は厳しい処分が定められています。また、行政書士法施行規則第9条により、自身の作成した書類に記名し職印を押さなければならないとされており、依頼者に対する責務を常に自覚し業務遂行に当たらなければなりません。

ついでには、行政書士制度の社会性と公共性に照らし、法の適正な運用により行政に関する手続と窓口業務が適正に行われ、非行政書士による違法・不当な書類作成と提出行為（郵送及び電子申請等も含む）がなされないよう、関係機関に対する指導及び行政書士法の趣旨の周知徹底を図る必要があります。違法・不当な書類の作成、提出行為（郵送及び電子申請等も含む）の排除を徹底し、

市民に被害が及ぶ不法行為の根絶を目指す具体策を検討し実行することで、市民利益の保護が可能となります。

松阪市においては、「行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができない」とする行政書士法第19条1項及び行政書士制度の趣旨を踏まえ、貴職員及び関係機関へより一層の指導強化を望みます。

これらのことから、次の事項について請願します。

請願事項

1. 市民の権利等が毀損されることのないよう、松阪市及びその関係機関並びにその職員において、非行政書士による違法・不当な書類作成、提出行為（郵送及び電子申請等も含む）がなされないよう行政書士法の趣旨の周知徹底と窓口指導及び具体的な規制強化を実行すること
2. 許認可等の申請様式がダウンロードできる松阪市のホームページ等に「行政書士でない者が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となる」旨の注意喚起文を記載すること
3. 申請書または申請書類の表紙等に書類作成に係る代理人行政書士の記名押印欄を設けること
4. 電子申請システム構築の際、代理申請及び行政書士法遵守について考慮すること